平成２９年（フ）第１５２号
熊本市中央区新町２丁目12番６－307号　しおやまちハイツ、前住所熊本市中央区小沢町13番地　桃成ビル302
債務者　井手中房信
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
熊本市中央区新町２丁目12番６－307号　しおやまちハイツ、前住所熊本市中央区小沢町13番地　桃成ビル302
債務者　前田　一美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
大分県日田市若宮町５番12号　みかわ荘６号
債務者　田中美雪清
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１７７号
愛媛県伊予市上吾川26番地の２
債務者　下久保　衞
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
山形市飯田西５丁目９番19―303号　パークサイド・チェリー、前住所山形市飯田西４丁目５番22号
債務者　韓　　賢植
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
山形県尾花沢市大字丹生1689番地、前住所東京都足立区足立１丁目27番17号
債務者　加藤　成美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１９号
山形県天童市北目２丁目４番７号、前住所仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央703
債務者　渡邉　千鶴（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２２号
山形市下条町５丁目７番21号
債務者　對知　智博
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２２号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘８棟604号
債務者　菰池　茂也
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０５号
北九州市小倉南区大字堀越358　介護老人保健施設博慈苑、住民票上の住所北九州市小倉南区徳力団地21番205号
債務者　光井　和子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１９号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番６－510号
債務者　藤原　幸和
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３７号
北九州市小倉北区昭和町19番４号
債務者　植村　幸子（旧姓中山・豊島）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３５号
函館市白鳥町17番18号
債務者　山崎　敏明
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２３７号
函館市万代町10番５号　スペース万代３102号
債務者　佐々木幸輔
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号
岩手県一関市萩荘字栃倉163番地
債務者　髙橋　伸也
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２１５号
茨城県水戸市西原１丁目２番18―501号　バーディハイツ、前住所茨城県水戸市本町２丁目10番11号　コーポアリス202号
債務者　小林多美子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８６号
岐阜県大垣市本今４丁目88番地１　ディアス本今Ａ　102
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係